

〔減免基準の見直し内容〕

これまで「集会施設等使用料減免規則」と「スポーツ施設使用料減免規則」のそれぞれの基準により使用料を減免してきましたが、これらを統一した共通基準とし、これまで独自の減免基準を設けていた施設も、なるべく共通基準に統一することとした「公の施設使用料減免規則」を新たに制定しました。また、地区センター等に限っての減免基準も新たに設けています。

【減免の共通基準】

	区分（誰が何に使用するか）	減免割合		
		基本使用料	付加使用料	
1	奥州市が共催をする事業で使用するとき	全額免除	全額免除	
2	市から委嘱を受けたもので構成する団体が使用するとき（当該団体の活動目的に沿った使用の場合に限る）			
3	市から事業の委託を受けたものが当該事業で使用するとき			
4	指定管理者が自らの管理する施設を使用するとき(施設の管理運営を目的とする場合に限る)			
5	市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動で使用するとき		全額免除	5割減額
6	市内のスポーツ少年団（奥州市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体に限る）が団体活動で使用するとき			
7	市内の子ども会その他の少年団体が団体活動で使用するとき			
8	市民公益活動団体が奥州市協働の提案テーブルで合意した認定事業で使用するとき			
9	障がい者で構成する団体又は障がい者を支援する団体が団体活動で使用するとき			
10	市内の公益法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人が公益を目的とした活動で使用するとき※市内の不特定多数の人を対象とし、社会の福祉の向上につながる活動が対象となります（公益目的の活動）			
11	国又は他の地方公共団体が使用するとき			5割減額
12	市内の高等学校が教育活動で使用するとき			
13	市内の公共組合、農業協同組合、森林組合又は商工団体が公益を目的とした活動で使用するとき※市内の不特定多数の人を対象とし、社会の福祉の向上につながる活動が対象となります（公益目的の活動）。※特定の組合員等を対象とした使用は対象外。			
14	市内の社会教育団体、生涯学習活動団体、市民活動団体、スポーツ団体、趣味講座団体、サークル団体、同好会等が団体活動で使用するとき			

【地区センター（30地区。分館、附属する体育館などを含む）に限る減免基準】

	区分（誰が何に使用するか）	減免割合	
		基本使用料	付加使用料
1	地区の運営に関する活動をする団体が当該地区内の地区センター等を団体活動で使用するとき	全額免除	全額免除
2	地区の課題解決に取り組むなど地区の発展に寄与する団体が当該地区内の地区センター等を団体活動で使用するとき		減免なし
3	市内の芸術文化団体（奥州市芸術文化協会及びその加盟団体に限る。）が団体活動で使用するとき※地区センター以外にも適用になる施設があります		減免なし

この件に関するお問い合わせ先 奥州市協働まちづくり部地域づくり推進課地域支援室 Tel.34-1619 又は各地区センター